

## 2019年度 競技会の参加にあたって

### 1 競技者登録について

- (1) この要項に記載してある競技会に出場する競技者およびチームは、すべて2019年度(公財)日本水泳連盟の競技者登録・団体登録を完了していなければならない。  
ただし、登録を抹消された者は、すべての公式競技会及び公認競技会に出場できない。
- (2) 上記以外の、加盟団体が主催する公認競技会にあっても同様とする。また、未公認の競技会の参加にあたっては、競技者登録を完了していることが望ましい。

### 2 エントリータイムについて

- (1) エントリータイムは、大会毎に設定された「参加標準記録」を突破した記録（同タイムを認める）であることを要し、記録の1/100秒までを対象とする。
- (2) 記録は、(一財)北海道水泳連盟（以下「本連盟」という。）及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会・公認競技会等で公認された公式記録でなければならない。
- (3) 混合リレーを除くリレー競技の第一泳者、1500m自由形の800mにおける正式時間を含む。

### 3 競技者の参加年齢の決定は、各大会において定めのある場合を除き、大会当日（第1日）を基準とする。

### 4 競技会の申込みについて

- (1) この要項に記載してある競技会の申込みは、Web-SWMSYSを利用しエントリーを行うこと。ただし、要項に特別の定めがある場合及び全国JOCジュニアオリンピック夏季・春季タイムトライアル大会はこの限りでない。

#### (2) 本連盟への申請書類等

##### ア 参加登録団体

- ① 競技会申込データ一覧表（エントリーTIME）・（リレー※必要により）
- ② 競技会申込明細表
- ③ 申込総括表（申込金の振替払込金受領証のコピーを添付）（様式1）

※様式は2019年度のものを使用してください。本年度以外の物は受け付けません。

※振込名はチーム名で、入金内容を記入すること。

- ④ 申込総括表のコピーは、所属の水泳協会に必ず提出すること。

##### イ 加盟団体 …………… 競技役員推薦書（別添様式）

- (3) 申込金振込先 銀行名 : ゆうちょ銀行  
口座名 : (財)北海道水泳連盟  
口座番号 : 02720-9-1911
- (4) 申込場所 〒062-0905 札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1  
北海道立総合体育センター内  
(一財)北海道水泳連盟 競技委員会 宛
- (5) 大会毎に設定された申込締切日を厳守すること。書類の遅着は認めない。
- (6) 一度納めた申込金は、理由の如何にかかわらず返金は認めない。
- (7) 申込み後、当連盟ホームページにエントリー情報を掲載するので、事前確認期間中のタイム訂正を認める。ただし、種目変更は認めない。
- (8) エントリー時と異なる団体からの、出場は認めない。ただし、転居等のやむを得ない事情等の場合は、予め本連盟「情報システム委員会」と協議を行うこと。

### 5 棄権届出について

- (1) 予選及びタイムレース決勝競技は、大会当日の最初の競技開始の一時間前までとする。
- (2) 予め指定された招集時間（一次招集、二次招集の設けられた大会を含む。）を過ぎた場合は、「棄権」とみなしその競技の出場権を失う。

### 6 棄権料について

- (1) この要項に記載してある競技会（中学校・高等学校関係大会を除く。）で、予選競技の結果でB決勝・決勝の出場権を得た競技者またはリレーチームが棄権をする場合は、棄権料を納入しなければならない。補欠者が、出場権を得た場合の棄権も同様とする。
  - ① 棄権料 棄権1回につき 3,000円
  - ② 棄権料は、大会当日、遅滞なく招集係へ納めなければならない
- (2) 所属する登録団体は、棄権競技者（またはチーム）と連帯して棄権料を支払う義務を負う。ただし、緊急の傷病が発生してそれが文書で証明された場合は、これを免除する。

- 7 上訴審判団の設置について
- (1) 2019年度北海道体育大会第74回北海道選手権水泳競技大会兼第74回国民体育大会水泳競技大会北海道予選会においては、上訴審判団を設置する。
  - (2) 抗議は、招集所に備付けの「抗議書」(書式⑩)に必要な事項を記入の上、抗議料 5,000円を添えて大会本部に提出すること。
- 8 不行跡行為に対する制裁について
- 以下の行為については、行為者および所属団体を含め以後の競技会への参加を認めない等の制裁を課すことがある。
- ① 不正な大会エントリー
  - ② 故意に競技の進行を妨げる行為
  - ③ 競技役員・看護師・救助員等の指示を無視する行為
  - ④ 大会の品位を著しく傷つける行為等
- 9 商業ロゴマーク等の規制について
- 全ての競技者、監督、コーチ及び役員は、アリーナ内の定められた場所において着用する水着及びウェア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク・メーカーのロゴマークについては、(公財)日本水泳連盟の「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に従わなければならない。(違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。)
- 10 監督者会議への出席について
- 監督、コーチは、競技規則、競技会要項を熟知するとともに、競技会前に監督者会議が設定されている場合には必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達すること。
- 11 本連盟の公式競技会・公認競技会は、全自動審判計時装置を使用する。
- 12 記録の公認
- (1) 本連盟が公認する記録は、本連盟及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会・公認競技会で公認された記録(国際大会を含む。)であり、かつ、本連盟及び加盟団体を代表して参加した場合に限られる。
  - (2) この要項に記載してある公式競技会の、北海道新記録(高校～学童新記録及びタイ記録を含む。)は即日公認とし、公認大会については新記録発生の申請を受理した後、競技委員会の審査を経て公認となる。
- 13 この要項に記載してある札幌市平岸プールで開催される競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加しようとする登録団体は、団体参加費 3,300円を納入すること。
- 14 派遣役員の資格等について
- (1) **登録団体は、この要項に記載してある競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加しようとする場合は、有資格の競技役員1名を派遣すること。また、参加選手が30名以上いる場合は1名(資格の有無を問わない)を追加派遣すること。なお、規定の競技役員を派遣できないときは、競技会運営負担金として1名につき5,000円を納入すること。**
  - (2) この要項に記載してある競技会(中学校・高等学校関係大会を除く。)に参加を希望する者で、所属する登録団体が北海道外の者および実業団は、上記派遣義務を免除する。
- 15 障害保険について
- この要項に記載してある競技会に参加する15歳以下(中学生以下)の者は、スポーツ障害保険またはそれに準ずる保険に加入していること。
- 16 この要項に記載してある競技会(中学校関係大会を除く。)で、中学生以下の出場者は、保護者の同意書を必要とする。同意書は本連盟規定の様式とし、大会当日引率責任者が持参すること。
- 17 撮影許可(盗撮防止)について
- (1) 競技者を保護するため、許可の無い撮影は携帯電話を含め一切禁止する。
  - (2) 撮影許可証は、参加登録団体で一括して事前に本連盟に申請しなければならない。当日、大会会場での申請は出来ないため、関係者への伝達を徹底すること。
  - (3) 競技会場内における、カメラ・ビデオ撮影の厳格な管理の徹底を図るため、会場管理者および所轄の警察署に協力を要請する。
  - (4) 撮影中は、必ず許可証(シール)を常に機器もしくは上衣の胸等の見える場所に貼ること。競技中は、競技役員等関係者が常に会場の見回りを行う。
- 18 個人情報及び肖像権の取扱いについて
- 本連盟の公式競技会・公認競技会における個人情報及び肖像権の取扱いについては、「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」(公財)日本水泳連盟、平成27年4月1日付を準用します。
- 19 ゴミの取扱いについて
- この要項に記載してある競技会においては、ゴミはすべて持ち帰るものとする。